

議第37号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立高雄中学校	京都市右京区梅ヶ畑奥殿町36番地	を
-----------	------------------	---

」

削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立高雄中学校を京都市立双ヶ丘中学校に統合する必要があるので提案する。